

答申保第60号
令和3年1月7日
(諮問保第78号)

答 申

1 審査会の結論

鹿児島県知事（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となった保有個人情報をもとに訂正とした決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の経緯

審査請求人は、鹿児島県個人情報保護条例（平成14年鹿児島県条例第67号。以下「条例」という。）第26条の規定に基づき、平成31年2月1日付けで、「平成28年2月15日付け社福第817号で鹿児島県保健福祉部社会福祉課長が行った軍人恩給に関する履歴等の調査結果通知にある〇〇氏の軍人としての履歴の根拠資料」の保有個人情報訂正請求を行った。

これに対し実施機関は、令和2年3月5日付け社福第902号で、保有個人情報不訂正決定（以下「本件処分」という。）を行った。

その後、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、令和2年4月15日付けで審査請求がなされたものである。

(2) 審査請求の趣旨

「処分を取り消すとの裁決を求める」というものである。

(3) 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書及び反論書において述べている審査請求の主たる理由は、要約すると次のとおりである。

ア 軍人恩給に関する履歴等の調査結果について（平成28年2月15日付け社福第817号通知。以下「通知」という。）の「軍人としての履歴」では、〇〇氏（以下「対象者」という。）は、「昭和〇年〇月〇日」に復員したと記載されている。日本年金機構〇〇年金事務所長の申出記録に関する調査結果についての回答票（平成〇年〇月〇日付け第照〇号。以下「回答票」という。）では、「昭和〇年〇月〇日」は、「〇〇丸」に乗船している。

イ 「昭和〇年〇月〇日」の復員はありえない。

ウ 復員年月日は昭和〇年〇月〇日である。

エ 通知の「軍人としての履歴」では、「昭和〇年〇月〇日 現役兵として歩兵第45連隊に入営」と記載されている。回答票では、昭和〇年〇月〇日は、「〇〇海運（〇〇

丸)」に乗船している。こんな食い違った資料では納得できない。

オ 通知が本当に正しいのか検討してほしい。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

実施機関から本件処分を行った理由について、提出された諮問書、弁明書及び口頭による説明の要旨は、次のとおりである。

(1) 保有個人情報

審査請求人は、自らの軍人恩給（扶助料）の受給権の有無に関し、鹿児島県保健福祉部社会福祉課長に対し、同人の亡夫である対象者の履歴申立を行い、同課長は通知を審査請求人に発出した。

不訂正決定の対象である保有個人情報は、通知中、対象者の「軍人としての履歴」の根拠資料の一つである本籍地別復員者連名簿にある復員年月日（昭和〇年〇月〇日）である。

(2) 不訂正決定の理由

回答票によると、「昭和〇年〇月〇日」は、対象者に係る戦時加算該当期間の最終日（資格喪失日）である。

戦時加算は、太平洋戦争中、所定の危険海域を航行する船舶に乗船する船員の被保険者期間について所定の加算を行う船員保険法上の制度である。復員日とは、軍人の軍隊からの退職日を意味している。

したがって、戦時加算の資格喪失日である「昭和〇年〇月〇日」を復員日と解する余地はない。

なお、保有個人情報訂正請求に係る疑義について（令和〇年〇月〇日付け〇〇第〇号日本年金機構〇〇年金事務所長回答）において、「戦時加算を含め船員保険法自体、陸軍への入隊・除隊とは関係ありません」と回答している。

4 審査会の判断

(1) 審査の経過

審査会は、本件審査請求について、以下のような審査を行った。

年 月 日	審 査 の 経 過
令和2年5月14日	諮問保第78号に係る諮問を受けた。
6月19日	実施機関から弁明書の写しを受理した。
6月24日	実施機関から反論書の写しを受理した。
7月30日	諮問の審議を行った。（事務局による事案の説明）
11月18日	諮問の審議を行った。（実施機関から処分理由等を聴取）
12月23日	諮問の審議を行った。

(2) 審査会の判断

ア 本件訂正請求について

本件訂正請求は、実施機関が平成30年10月26日付け社福第506号で保有個人情報全部開示決定処分を行った審査請求人に係る保有個人情報についてなされたものである。

訂正を求める部分は、「本籍地別復員者連名簿」中の「復員年月日」欄の審査請求人に関する情報である。

審査請求人は、通知の「軍人としての履歴」では、「昭和〇年〇月〇日」に復員したと記載されているが、回答票では、「昭和〇年〇月〇日」は、「〇〇丸」に乗船していたと記載されており、「昭和〇年〇月〇日」の復員はありえない等と主張している。

これに対して実施機関は、船員保険の戦時加算対象期間と軍隊への入隊・除隊に関連性はなく、対象者の船員保険法における戦時加算の資格喪失年月日である昭和〇年〇月〇日を復員年月日と解することはできないことから不訂正としたと説明している。

審査請求人は、本件処分の取消しを求めていることから、本件訂正請求について、訂正請求対象保有個人情報に該当するか及び該当する場合の訂正の要否について以下、検討する。

イ 訂正請求の対象情報（条例第26条）について

保有個人情報の訂正請求については、条例第26条第1項において、同項第1号又は第2号に該当する自己を本人とする保有個人情報について、その内容が「事実」でないと思料するときに行うことができると規定されており、これらの規定では、条例又は他の法令等の規定により開示を受けた保有個人情報であることを訂正請求権行使の要件としている。

本件対象保有個人情報は、アのとおり、審査請求人が別途、条例の規定により開示を受けた保有個人情報であることから、条例第26条第1項第1号に該当することが認められる。

また、個人情報は、事実に関するものと評価・判断等に関するものがあり、「事実」に関する情報は、客観的な正誤の判定が容易であり、訂正請求の対象になるが、個人に関する「評価、判断、意見等」のように客観的な正誤の判定になじまない情報は、訂正請求の対象にはならないと解される。

本件訂正請求対象保有個人情報は、本籍地別復員者連名簿に記載されている復員年月日であり、「事実」に関するものであることが認められる。

したがって、当該記載については、訂正請求の対象となる保有個人情報に該当することが認められる。

ウ 訂正の要否について

(ア) 保有個人情報の訂正義務（条例第28条）について

条例第28条は、「実施機関は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。ただし、当該訂正請求に係る保有個人情報について実施機関に訂正の権限がないときその他訂正を

しないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。」と規定している。

(イ) 訂正請求に係る記載の訂正の要否について

審査請求人は、2(3)ア及びイのとおり、対象者は昭和〇年〇月〇日は「〇〇丸」に乗船していたことから、同日の復員はありえない旨及び2(3)ウのとおり、復員年月日は昭和〇年〇月〇日であることを主張している。

しかし、条例第27条第2項では、「訂正請求をする者は、実施機関に対し、訂正を求める内容が事実と合致することを疎明する書類又は資料を提示し、又は提出しなければならない。」と規定されているところ、審査請求人は、昭和〇年〇月〇日は「〇〇丸」に乗船していたことにより同日の復員はありえない理由については特に示しておらず、また、訂正を求めている復員年月日については、何ら疎明せずに単に「昭和〇年〇月〇日」であることを主張しているだけである。

なお、実施機関は、保有個人情報訂正請求に係る疑義について（令和〇年〇月〇日付け〇〇第〇号日本年金機構〇〇年金事務所長回答）において、「戦時加算を含め船員保険法自体、陸軍への入隊・除隊とは関係ありません。」とされていることによっても、戦時加算の資格喪失日である「昭和〇年〇月〇日」を復員日と解する余地はないことは明らかである旨主張しているところ、審査請求人からは、特にこれを異とする具体的な主張はなされていない。

したがって、訂正請求に理由があるとは認められず、条例第28条の保有個人情報の訂正をしなければならない場合に該当するとは認められない。

よって、訂正請求について、実施機関が不訂正としたことは、妥当である。

エ その他の主張について

審査請求人は、その他種々主張しているが、いずれも上記の判断を左右するものではない。

よって「1 審査会の結論」のとおり判断する。

5 付帯意見

条例第30条第1項は、訂正決定等は、「訂正請求があった日から30日以内にしなければならない。ただし、第27条第4項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。」と規定している。

実施機関は平成31年2月4日に保有個人情報訂正請求書を受理した以降に書面による補正依頼を複数回行っているが、この補正に要した日数を考慮したとしても、本件処分が行われるまでの期間は定められた訂正決定等の期限を著しく超過している。

今後、実施機関においては、制度趣旨を十分に理解した上で、迅速かつ適切に対応することが望まれる。